第4回	今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会	
	平成20年6月19日	資料 2

末安構成員 提出資料

精神障害者と直接に触れ合う教育機会の重要性

一「修学中断者の復学」への関心を高める一

社) 日本精神科看護技術協会 末安 民生

精神障害は発病しやすい年齢が修学時期と重なるため、発病によって修学を中断せざるを得なくなることが少なくありません。特に、思春期に発症した統合失調症の場合、高校や大学等の未就学や中途退学は精神障害者の予後に悪影響を与えているのではないかという可能性も指摘されています。

現在、修学支援に関しては発達段階に合わせたきめの細かい支援策についての研究(平成 19 年度 厚生 労働省 障害者自立支援調査研究プロジェクト『諸外国の高等教育機関における障害のある学生に対する 修学支援状況調査・情報収集事業』)等も行なわれ、諸外国の障害者教育の有効性も研究されています。 すでにその一部の成果はわが国の教育機関においても多様な入学試験や学習支援に活かされています。

しかし現在はまだ、精神障害を有しながらも復学を希望しようとしても精神障害者を受け入れる体制が 整っているとはいえない状況であり、病気が安定しても復学の機会は得られない状況が続いています。

障害者自立支援法などの就労支援策の充実は、一定の条件を満たした人々には新しいチャンスが得られる機会を増やしていますが、「一定の条件」の中には履歴書での治療期間が空白になるとともに学歴欄の空白が当事者の就労機会を狭め、就業を断念しなくてはならない現状があります。学歴は、障害者に限らず人の人生においての自信につながる重要な要素ですし、社会生活を維持する上で必要な情報の獲得、その情報を活用するための判断力などを高めるために不可欠な条件の1つです。そのため諸外国の障害者支援策の中には復学の要件と支援策を法律で定めている例もあります。また、その前提として義務教育と高等教育の中での精神障害の理解を深化させるような具体策(わが国では大阪市教育委員会などに例がある)がとられています。

精神障害者の自信と学習者の意識変容に有効であると実証される看護教育の研究もなされています。このような成果がさらに活かされて、精神障害を理解する体験学習が、児童・生徒・学生のそれぞれの教育場面にも活かされることが、精神障害者の正しい理解にもつながると考えられます。精神障害を有しても学習機会が重要であるという再認識は、修学機会を失っている中断者の問題と重なり、修学機会をつくりだし、学習が再開、継続できることに対して関心がより高まっていくものと思われます。

- ○精神看護学の授業で、精神障害者とグループで話す機会を持つことで、統合失調症という疾病のイメージが肯定的に変化した。1)
- ○「日本版バーチャルハルシネーション」を授業に用いて擬似的な幻覚妄想を体験し、統合失調症患者 の苦しい体験を理解することができた。 2)
- ○実習で精神障害者と話す機会を得ることで否定的イメージが変容した。3)
 - 1) 日向朝子他,看護学生の精神障害者に対するイメージの変化,自治医科大学看護学部紀要第1寒(2003)
 - 2) 則包和也他,日本版バーチャルハルシネーションを用いた教育的効果,香川県立保健医療大学紀要第3巻(2006)
 - 3) 斉藤秀光他,看護学生における精神障害者のイメージの変化について,東北大保健学科紀要 16 (2),2007